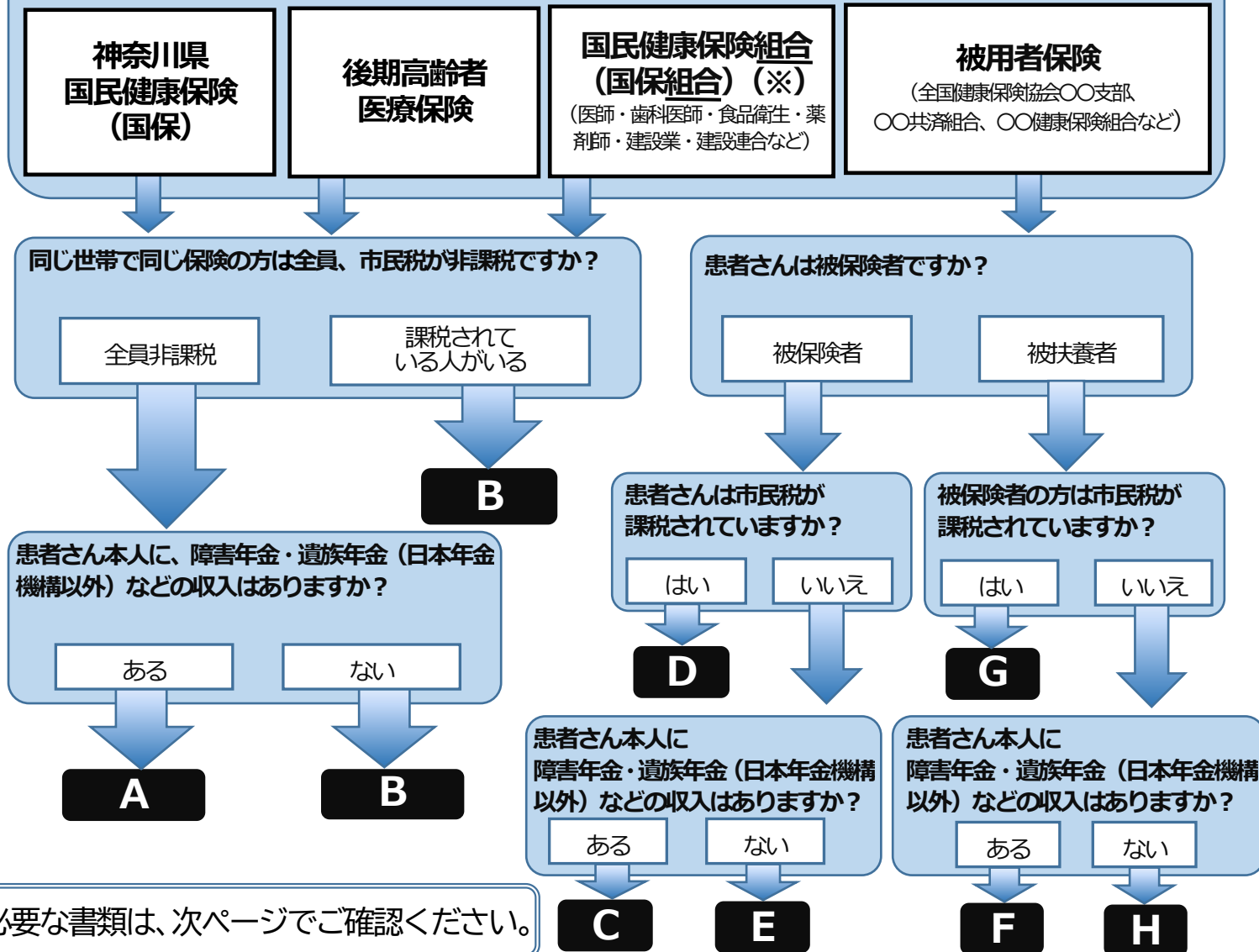


必要書類 確認チャート

次のチャートで、健康保険証 及び 年金等証明書・課税証明書等の必要な書類をご確認ください。

患者さんはどの健康保険証をお持ちですか？

国民健康保険制度には、都道府県が保険者となる「国民健康保険」と、業種ごとに組織される「国民健康保険組合」がありますので、選択の際はご注意ください。



課税証明書等の取得に関するご注意

- ・その年の1月1日時点の住所地の市町村役場の税務担当課で取得できます（取得先が横浜市の場合、各区役所の税務課または行政サービスコーナーで取得できます）。(例：令和7年度税証明は、令和7年1月1日時点の住所地で取得)
- ・課税証明書のコピー、非課税証明書のコピー、税額通知書（市民税・県民税 税額決定・納税通知書（普通徴収）や市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収））及び源泉徴収票等では代用できません。
- ・被保険者が横浜市外にお住まいの場合、課税証明書を提出いただくことがあります。
- ・加入している健康保険の保険者からの要請により、上記の表に関わらず課税証明書または非課税証明書の提出を求める場合があります。その際は、市役所から連絡しますので、ご協力をお願いします。

年金等の収入額が分かるもののコピー

- ・患者さんの日本年金機構以外の障害年金、遺族年金、その他の給付金の受給額がわかるもののコピーを御提出ください。
- ・その他の給付金とは、労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」・「障害給付」、国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」、地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」及び司法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」・「障害児福祉手当」・「特別障害者手当」並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」をさします。

確認チャート結果	必 要 な 書 類 (健康保険証／年金等証明書類・課税証明書等)	
A	健康保険証	・ 同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の保険証のコピー
	年金・課税	・ 年金等の収入額 (※1) が分かるもののコピー
B	健康保険証	・ 同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分の保険証のコピー
	年金・課税	(必要ありません)
C	健康保険証	・ 患者さん (被保険者) 本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	・ 患者さん本人の非課税証明書 (原本) (※2) ・ 年金等の収入額 (※1) が分かるもののコピー
D	健康保険証	・ 患者さん (被保険者) 本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	(必要ありません)
E	健康保険証	・ 患者さん (被保険者) 本人の分の保険証のコピー
	年金・課税	・ 患者さん本人の非課税証明書 (原本) (※2)
F	健康保険証	・ 患者さんと被保険者の分の保険証のコピー (患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	・ 被保険者の非課税証明書 (原本) (※2) ・ 年金等の収入額 (※1) が分かるもののコピー
G	健康保険証	・ 患者さんと被保険者の分の保険証のコピー (患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	(必要ありません)
H	健康保険証	・ 患者さんと被保険者の分の保険証のコピー (患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分の保険証のコピーのみで可)
	年金・課税	・ 被保険者の非課税証明書 (原本) (※2)

(※1) 年金等の収入額については、新規申請を行う月によってどの年の分を提出していただくかが異なります。

詳細は 15 ページをご確認ください。

(※2) 非課税証明書については、新規申請を行う月によってどの年度の分を提出していただくかが異なります。

詳細は 14 ページをご確認ください。

以下の国保組合に加入されている方は税証明が必要です。

- 東京建設業国民健康保険組合
- 全国建設工事業国民健康保険組合
- 神奈川県建設業国民健康保険組合
- 東京芸能人国民健康保険組合
- 文芸美術国民健康保険組合

上記以外の保険に加入されている方でも、税証明の提出を求めることがあります。